

# 業務指示書

## フィリピン国違法薬物使用者治療強化計画にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月19日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月24日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）

第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

### 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこことにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

### 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保健または建築設計・施工に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／事業実施監理／設計・入札指導/施工監理指導）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：事業実施管理・設計・入札・施工監理に関する各種業務

2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び東南アジアでの業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 薬物対策】

1) 類似業務の経験：薬物対策または公衆衛生に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び東南アジアでの業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年4月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）  
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）  
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの  
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの  
(5) その他（以下に記載の経費）

安全対策経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2,2166 円, US\$1 = 111.083 円, EUR1 = 119.828 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。  
( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：  
～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

(注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／事業実施監理／設計・入札指導/施工監理指導  
薬物対策

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.45 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月15日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の業務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

**プロポーザル評価表**  
**フィリピン国違法薬物使用者治療強化計画にかかる情報収集・確認調査**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／事業実施監理／設計・入札指導/施工監理指導	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 薬物対策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

フィリピン共和国では、違法薬物使用者が約300万人に上るとされ、社会経済的に大きな課題となっている。かかる状況下、現政権による違法薬物の取締強化により逮捕・投降者が2016年12月時点で約120万人にのぼっており、このうち1-2%の約1.2-2.4万人（2017年1月比保健省資料より）がリハビリセンター等での治療を必要としているとみられている。同国政府は、「薬物対策国家行動計画2015-2020」を制定し、比政府内にリハビリセンター建設に係る省庁横断的タスクフォースを組織して違法薬物対策に取り組んできているが、逮捕者数に対し、治療施設の数、治療プログラム、社会復帰のための体制等が不十分な状況にある。

上記を受け、日本政府は財政支援型無償資金協力（違法薬物使用者治療強化計画：Consolidated Rehabilitation of Illegal Drug Users（CARE））、技術協力プロジェクト等、複数のスキームにより治療施設の建設、治療プログラムやその評価枠組みの導入、啓発活動等へ支援を行う計画である。さらに、今後のフィリピン国内の状況に応じ、新たな案件形成の可能性がある。

CAREについては、2017年1月13日に保健省とJICAの間で合意文書（プログラム・ドキュメント）を締結しており、3月に日本政府内にて閣議決定済みである。また、3月23日にフィリピン政府と日本政府間にてCAREの交換公文の署名、4月3日に当機構と贈与契約を結んだ。このCAREの資金をリハビリセンターやハーフウェイハウス（中間療養所）<sup>1</sup>といった治療施設建設及び政策改革等に充当し、このうち治療施設建設に関しては、保健省による設計・調達・施工監理の下、現地施工業者を活用する計画である。すでにフィリピン政府内でCAREによる政策改革の為のワーキングチームが組織され始めている。

しかしながら、日本の支援する治療施設建設事業に関し、人権に配慮した設計とし、かつ迅速な完工に向けて円滑な調達、施工を確保する為、計画・調達・施工状況についての情報収集および技術的提言が必要とされている。さらに、CAREで定めている政策アクションの達成に加え、CAREを含む日本政府による中長期フィリピン薬物対策支援策定に資する情報収集とその分析に基づいたフィリピン政府への提言が必要である。また、国内外にて関係者を集め、フィリピン違法薬物対策支援に関する会議が定期的に実施される予定であり、会議開催の為の業務調整が必要となっている。

尚、技術協力プロジェクトにおいては、日本で違法薬物患者への治療に取り入れられている認知行動療法をフィリピンの実情に合わせて導入する方向でフィリピン政府より要請がなされる予定である。パイロット施設でその治療効果を確認した後、CAREにて建設するリハビリセンターでも導入し、治療モデルの全国普及を支援する予定である。また、この技術協力をはじめとした一連の薬物対策支援に関するJICAへの助言を得る為、薬物治療の専門家や関連省庁によって構成される国内支援委員会を立ち上げる予定である。この他、フィリピンへの薬物対策支援（JICA

---

<sup>1</sup> リハビリセンターでの治療を終えた患者が社会復帰する為の準備をする施設。現在、フィリピン政府内で具体的な定義や建設計画を検討中。

による支援を含む)に関する協議を行う為、日本の関連省庁及び JICA 等からなる関係省庁等連絡会議が立ち上がっている。

## 2. 業務の目的

- (1) CARE により保健省が実施する治療施設建設事業の計画・設計に関する情報収集を行い、その入札・設計図書に対して日本の治療施設に取り入れられている建設基準、工夫をフィリピンの実情に即した内容で反映する為の技術的支援を行う。
- (2) CARE により保健省が実施する治療施設建設事業の予算執行状況、施工進捗状況に関する情報収集を行い、滞りなく完工するよう支援を行う。
- (3) フィリピン政府の中・長期な薬物対策政策における対象地域の位置づけを確認し、違法薬物対策の現状・課題を中心とした情報を包括的に収集・分析したうえで、既存政策を踏まえた支援の方向性を整理・確認する。

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「5. (5) 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 業務方針及び留意事項

### (1) 業務範囲

本業務は、保健省による調達・施工スケジュールに合わせて行う。保健省は 2020 年 7 月までの完工を目標とし、2018 年 2 月までに入札図書の完成、入札公示、同年 8 月着工を予定している。本業務には保健省が実施する設計・入札段階への技術的支援を業務として含めている。

さらに、CARE の政策アクションを確実に達成するための情報収集と提言、その活動に付随する書類作成支援を行う。また、CARE を含むフィリピン向け違法薬物対策支援に係る日本政府の支援計画策定のための情報収集と提言を行う。その他、国内外での会議開催を支援する。

### (2) 対象地域 マニラ近郊とダバオ

(注) マニラ近郊にリハビリセンターとハーフウェイハウスの建設、ダバオにはハーフウェイハウスのみの建設が予定されている。

### (3) 関係機関の役割分担

フィリピン政府のカウンターパートとなる機関で、違法薬物対策を担当するのは保健省危険薬物乱用防止・治療プログラム (Dangerous Drug Abuse Prevention and Treatment Program (DDATP), Department of Health (DOH)) である。

なお、現地における日本関係者の役割分担は以下のとおりである。関係者との情報共有・連絡は密に行うことが求められる。

① 個別専門家「保健省政策アドバイザー」（保健省派遣）

本件コンサルタントとは別に2015年7月からJICAより派遣されており、保健省への政策助言やJICA事業の促進・案件形成等を行っている。本薬物対策支援にも案件形成段階から関与している為、業務上協力・連携が必要。

(ア) 日本からの薬物対策支援を円滑に実施するため、保健省ハイレベルへの助言・提言を行う。

(イ) CARE実施の為に比政府によって組成されるワーキングチームの内、治療施設の運営・建築基準の改訂とMonitoring & Evaluation(M&E)フレームワーク作成に係るワーキングチームの一員として、CAREを円滑に実施する。当該M&Eフレームワークは、治療施設をモニタリングする際に使用する、運営面と建築面の評価枠組みを指す。

(ウ) 4.(4)に記載のステアリングコミッティ(Steering Committee(SC))に出席し、CAREの円滑な実施をサポートする。

(エ) プログラム・ドキュメントに記載の“Policy Matrix and Disbursement Linked Indicators (DLIs)”項目内のTargeted Impact（効果測定指標）設定に資する助言を行う。

(オ) 今後立ち上げ予定の技術協力プロジェクトの円滑な実施をサポートする。

② JICAフィリピン事務所付コンサルタント

プログラム・ドキュメントに記載の“Policy Matrix and Disbursement Linked Indicators (DLIs)”項目内のTargeted Impact（効果測定指標）設定に資する助言を本件コンサルタントと連携して行う。

③ JICA技術協力プロジェクト事前準備にかかる情報収集・確認調査（派遣時期未定）  
本件コンサルタントとは別に派遣され、患者調査を含む、プロジェクト開始に必要な情報収集を行う。

④ JICAフィリピン事務所

保健省危険薬物乱用防止・治療プログラム等、関係機関との全体調整を行う。

(4) SCの体制

「5.業務の内容」に記載のとおり、進捗状況の報告等はCAREの円滑な実施をする為に設置されているSCに対して行うこととなる。

【役割】

① CAREの実施状況、Policy MatrixおよびDisbursement Linked Indicatorsに関する進捗の把握

② 保健省から提出される進捗報告書の確認

③ 比会計検査院による年次会計検査報告書の確認 等

【構成】

- ・議長：内務省大臣
- ・副議長：保健省大臣、危険薬物委員会委員長
- ・メンバー：社会福祉開発省大臣、予算行政管理省大臣、薬物取締庁長官、大統領府大臣、財省大臣、その他に議長と副議長から推薦された者、日本大使館、JICA 保健省政策アドバイザー、JICA フィリピン事務所

(5) 本件コンサルタントによる技術的助言の範囲

CARE は資金の一部を保健省のリハビリセンターとハーフウェイハウス建設予算に充当し、保健省による設計・調達・施工監理の下、現地業者を活用して治療施設を建設する。現地施工業者に対する安全配慮義務、及び入札・設計・契約・施工監理に関する責任を負うのは保健省であり、本業務従事者は保健省に対し技術的に助言するのみとする。なお、保健省と JICA 間にて、本件コンサルタントは瑕疵担保責任を負わない旨の合意文書を締結している。

技術的提言は日本の医療施設で取り入れられている治療施設の特性や工夫を示すことで施設の質と施工の迅速性を慾望するものであり、充当可能な保健省の予算規模を考慮し、保健省と十分協議した上で行うこと。

## 5. 業務の内容

(1) 国内事前準備

- ① 国内の違法薬物使用者向けの治療施設（精神医療センター等）にて治療プログラムと施設設計を調査し、フィリピンにおいて活用できそうな内容につき取りまとめる。なお、JICA が必要に応じて国内治療施設の訪問をする際の調整も行う。
- ② 業務計画書を作成し、JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第五課の了解を得る。
- ③ フィリピンの薬物対策分野における既存の文献をレビューし、国内外の報道情報やホームページ等を通じて他援助機関（WHO、EU、USAID、中国等）の当該分野におけるフィリピン支援の情報収集を行う。
- ④ インセプション・レポートを作成する（2017 年 8 月までに提出）。
- ⑤ 派遣前打ち合わせ等に出席し、出席者のコメントに基づき現地調査の対処方針を作成する。

(2) 現地調査

- ① フィリピンにおける違法薬物対策の現状と施策を具体的に収集し、提言にとりまとめる。なお、提言は日本政府が 2017 年夏までに策定を予定している「フィリピンへの中長期違法薬物対策支援計画」策定に活用することとしている。

- ② CARE によって保健省が実施する治療施設建設事業に関し、以下の点に関する情報収集・確認を行う。また効率的な事業の実施及び施工の品質確保に向けた技術的提言を行う。
- (ア) 建設予定地及び周辺環境の確認と計画上の助言(アクセス道路の状況 例:建設重機の通行に支障はないか(幅員・構造等)、保健省による建設予定地の地盤・地質検査結果の確認と計画への反映、給排水電気等に係るインフラの状況確認と計画への反映等)。なお、DOH による調査の支援であり、本件コンサルタントが機材を持ち込み調査実施することは想定していない。建設候補地の選定は SG にて JICA の合意も得て決定される予定。
- (イ) 施設設計計画(設計図面、仕様)を確認し、技術的助言、提言を行う。
- (ウ) 入札計画(入札図書の内容、条件等)を確認し、技術的な助言、提言を行う。
- (エ) 効率的な実施及び技術的な観点から入札図書及び入札の工程等に対する技術的提言を行う。
- (オ) 施工監理計画(体制、方法)
- 保健省による施工監理計画を確認した上で、施工監理に関する技術的助言を行う。CARE によって新規建設する治療施設において施工監理に関する技術助言を行う。
- (カ) 現地施工業者との契約(内容、締結状況)
- 保健省およびその管轄下の州及び地域保健事務所に対して、施工業者との契約締結状況を確認する。
- (キ) 施工状況
- 保健省から提出される施工進捗報告書に基づき、現場での進捗状況を確認する。
- (ク) 上記の治療施設建設事業予算の適切な執行管理について保健省を支援する。執行の遅れ等があればその遅れている理由を確認し、迅速な執行に向けた提言等を行う。また保健省による現地施工会社への支払いが過払いにならないようモニタリングする。
- ③ CARE に関する比政府の中・長期な経済開発政策における対象地域の位置づけを確認し、違法薬物対策の現状・課題を中心とした情報を包括的に収集・分析したうえで、既存政策を踏まえ、以下に関する支援の方向性を整理・確認する。
- (ア) ハーフウェイハウスに関する政策策定状況、策定に係る課題、基準策定の為の適切なプロセス、設立場所の優先順位に係る情報収集を行う。比国内にてハーフウェイハウスがパイルットで行われている場合は、現地視察を行い情報収集する。その上で、日本の支援によるルソン島とダバオ市でのハーフウェイハウス建設に係る提言を行う。
- (注) EU より派遣されている専門家が既に比国内の薬物対策について取りまとめ、ハーフウェイハウスについての提言を行っている。その為、この活動との相乗効果をもたらすよう、十分に調整をおこなうこと。

(イ) フィリピンの治療施設のサービス面に関する M&E フレームワーク策定に係る現状や課題についての情報収集を行い、同フレームワーク導入の為のアクションプランを策定する。

(注) JICA より派遣されている保健省政策アドバイザーと十分に連携すること。

(ウ) フィリピンにおける啓発活動ガイドライン、素材策定に係る現状や課題についての情報収集を行う。また、日本の関連省庁（警察庁、文部科学省等）から日本の啓発活動に使用されている素材を比政府関係省庁に提供することが計画されている。その為、同素材を活用しつつ、比政府によって新たな啓発ツールとガイドラインが作成される為のアクションプランを提案する。

(エ) 保健省危険薬物乱用防止・治療プログラム局の中期戦略計画策定の為の情報収集、提言を行う。

- ④ CARE のディスバース状況を保健省に対して確認し、ディスバースが遅れている場合はその原因及び今後の保健省等による作業計画を保健省と協議し、これを進捗報告書にまとめる。
- ⑤ CARE の終了時評価に係る Targeted Impact 項目を 2017 年 7 月までに決定するにあたり、既存指標データの収集と適切な指標項目の設定の為の提言を行う。

### (3) その他

- ① 第 2 の 1. 記載の国内支援委員会において CARE の進捗報告等を行う。また、関係省庁等連絡会議開催の支援を行う。JICA 側からの要請に応じて、ドナーアクセサリーや比政府関連会議 (SC 含む) において CARE の進捗状況等の情報共有を行う。
- ② 2017 年 11 月までに開催が予定されている、ASEAN 諸国との薬物治療に係る国際会議開催支援を行う。同会議はフィリピンまたは日本で開催され、ASEAN 各国から約 2 名ずつの参加を見込む。同会議は、比保健省による薬物対策の取り組みに関するプレゼンテーション、参加国との意見交換、治療施設の視察を含め、現時点で 2 泊 3 日程度を想定しているが、具体的には今後 JICA と調整する。必要経費として 700 万円を見積に計上すること。

### (4) 帰国後整理

最終報告書案を作成し、帰国報告会にて結果を JICA に報告する。その後、JICA からのコメントを反映した上で最終報告書を作成する。

### (5) 成果品等

#### ① 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、(エ) を成果品とする。成果品の提出期限は、2020 年 8 月下旬とする。なお、以下に示す部数

は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (ア) 業務計画書：和文 1 部（簡易製本）および電子データ
- (イ) インセプション・レポート（2017 年 8 月までに提出）：英文 1 部（簡易製本）
- (ウ) 進捗報告書（毎月提出）：和文、英文（電子データのみ）
- (エ) 第一次中間報告書（2018 年 8 月提出）：和文、英文（電子データのみ）
- (オ) 第二次中間報告書（2019 年 8 月提出）：和文、英文（電子データのみ）
- (カ) 最終報告書：和文 5 部（製本）、英文 5 部（製本）および電子データ
- (キ) 収集資料

契約期間中に収集した資料、データおよびリスト一式（JICA 図書館の定型様式）を提出する。

※報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## ② アクションプランの作成

調査に基づき、比政府に対する以下のアクションプランを作成する。

- (ア) CARE によるハーフウェイハウス建設に係るアクションプラン
- (イ) 治療施設のサービス面に関する M&E フレームワーク策定の為のアクションプラン
- (ウ) 啓発活動の素材とガイドライン策定に係るアクションプラン

## 第 3 業務実施上の条件

### 1. 業務行程計画

	2017				2018				2019				2020															
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
業務計画書																												
インセプション・レポート提出																												
現地調査																												
第一次中間報告書																												
第二次中間報告書																												
最終報告書（和、英）																												

2017 年 6 月上旬に国内事前準備、2017 年 6 月中旬～2020 年 8 月中旬までの間に現地調査を実施する。報告書の提出は 2020 年 8 月下旬までに行う。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

全体 約 20.68M/M

#### (2) 業務従事者構成

業務従事者構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／事業実施監理／設計・入札指導／施工監理指導（3号）
- ② 薬物対策（3号）
- ③ 薬物対策補助／会議開催支援／業務調整

### **3. 配布資料（契約締結後配布）**

- (1) CARE プログラム・ドキュメント（2017年1月13日付）
- (2) 第1回SC議事録（2017年1月）
- (3) 第2回SC議事録（2017年3月）
- (4) ※契約前は閲覧のみ可
- (5) （閲覧を希望する場合の連絡先はJICA東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課  
03-5226-8959）

### **4. 便宜供与等**

- ・保健省との初日の協議アポイントはJICAフィリピン事務所が行う。その後の関係機関との協議アポイントについてはコンサルタントが行い、適宜JICAフィリピン事務所に支援を仰ぐこと。
- ・現地調査に係る車輌手配、宿泊手配、通訳手配等は原則コンサルタントが行い、その経費については見積に含めること。

### **5. その他留意事項**

#### **(1) 安全管理**

- ① 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。
- ② 本プロジェクト実施にあたっては、フィリピン国ミンダナオ島における和平プロセス及び国内の政治情勢を踏まえ、在フィリピン大使館、当機構フィリピン事務所、 AFP（フィリピン国軍）、PNP（国家警察）等から治安情報を収集・分析し、マニラ近郊とダバオでの本プロジェクトに必要な安全管理体制を構築する。具体的には、コンサルタントとの契約（業務実施契約）において、国際協力事業安全対策会議最終報告（2016年8月30日）、当機構が定める安全対策措置（随時更新）及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を踏まえて、以下のとおり、対応することとする。
  - (ア) コンサルタントは現地調査、行動規制、緊急対応等を含めた「安全管理マニュアル」を策定し必要な安全管理体制を構築する。安全管理マニュアル策定に当たっては、以下を含む当機構フィリピン事務所が定める安全対策措置及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を参照すること（安全管理マニュアルは当機構フィリピン事務所にて内容確認する）。

- (イ) 車両による移動を基本とし、公共交通機関は利用しない。
  - (ウ) 車両での移動では最高速度は 80km 程度とする。
  - (エ) 各都市間の移動は日の出～日の入までとする。
  - (オ) 各都市での滞在に際しては、原則 22 時から 6 時までの外出を禁止とする。
  - (カ) 各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね 1 カ月を目安とする。
  - (キ) 携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、案件担当者に電話番号を伝達し、常に連絡が取れるようにする。
  - (ク) 指定された都市及びホテルのみ宿泊可能とする。
  - (ケ) 加えて、安全対策経費については、緊急時の対応が可能な航空券の購入を可能とする他、その他必要な経費（警護、衛星携帯電話、警備員傭上、安全対策設備費等）を別見積に計上すること。
- ③ コンサルタントはセキュリティ・コンサルタント（当機構フィリピン事務所契約）による Security/Travel Advisory に基づき、コンサルタント自らが警護の帯同等、必要な安全対策措置を講じる。
- (2) 不正腐敗の防止
- 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

